

publicity magazine
by Chiba Federation of Small Business Associations

Chushokigyo-Chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば

浦安魚市場協同組合 宇田川正美理事長

Contents 【主な内容】

- トピックス **3** 理事会の開催他
- 特集 **4** 通常総会における定款変更と議事録作成のポイント
- 組合 Q & A **8** 組合役職員の政治活動について他
- 視点 **10** 若年社員は何故簡単に辞めていくのか？（その原因と防止策）
- ご案内 **12** 株式会社化に関する商工中金からのお知らせ
- 連携リーダー **13** 浦安魚市場協同組合 宇田川正美理事長
- 景況 **14** 情報連絡員報告（2月）
- お知らせ **15** 労働保険料の申告・納付は、お早めに他

2008

4



千葉県中小企業団体中央会

URL: <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

理事会の開催



本会は3月21日午後3時より、千葉市のホテルポルトプラザちばにおいて、平成19年度第3回目の理事会を開催した。議題は総会付議事項として①平成19年度事業並びに収支状況について、②平成20年度事業計画(案)、収支予算(案)並びに会費の賦課徴収方法(案)について審議し原案どおり決定し、5月の総会に付議されることになった。また、規程の一部変更も審議し原案どおり決定した。

中小企業金融関連3法案が国会に提出される

2月29日、中小企業金融関連3法案(中小企業信用保険法の一部

を改正する法律案)「中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案」「信用保証協会法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

このうち、「中小企業信用保険法の一部を改正する法律案」及び「中小企業金融公庫一部を改正する法律案」は、中小企業者が安定的に資金を調達できる環境を実現するため、早期現金化を促進することが重要な課題となっていることから、(1)信用保証協会が売掛債権早期現金化保証(仮称)を実現するための保険制度の創設、(2)中小企業金融公庫が売掛債権をプール化することにより早期現金化を可能とする仕組みに対する支援、について定めるものである。

また、「信用保証協会法の一部を改正する法律案」は、中小企業者の再生支援や創業・新分野支援をより一層充実させるため、信用保証協会の取組みを強化するとともに、各信用保証協会の有する不正利用に関する情報等を一元的に管理することが重要な課題となっていることに鑑み、信用保証協会の業務追加及び保証業務支援機関制度の創設について定めるものである。

「独占禁止法の一部改正法案」国会提出に提出される

3月11日、「独占禁止法等の一部改正法案(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案)」が国会に提出された。同法案は、公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることに鑑みて、(1)課徴金の適用範囲の拡大(①排除型私的独占…製造業等6%、小売業2%、卸売業1%、②「不当販売等(繰り返し)…製造業等3%、小売業2%、卸売業1%、③「優越的地位の濫用…全業種1%、④「不当表示」…全業種3%、(2)主導的役割を果たした事業者に対する課徴金の割増算定率の増率、(3)課徴金減免制度の拡充、(4)企業組合に係る届出制度の見直し、等の所要の措置を講じるものである。

「個人情報保護に関する法律」についての「経済産業分野を対象とするガイドライン」の一部改正について

「個人情報保護に関する法律」が国会に提出された。同法案は、最近の訪問販売における購入者等の被害が増加している状況にかんがみ、購入者等の利益の保護等を図るため、(1)規制の抜け穴の解消、(2)訪問販売規制の強化(特定商取引法改正)、クレジット規制の強化(割賦販売法改正)、(3)インターネット取引等の規制強化などを内容とするものである。

経済産業省は、2月29日、一部改正した「個人情報の保護に関する法律」についての「経済産業分野を対象とするガイドライン」を告示した。同改正は、委託先及び再委託先に対する委託元の監督責任のあり方として、(1)委託先に対する必要のない個人データの提供の禁止、(2)委託先に対する「必要かつ適切な監督」の内容を明確化(①委託先の適切な選定、②必要な契約の締結、③個人データの取扱状況の把握)等について具体的に明記したものである。

3月7日、「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案」国会に提出される

「特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案」国会に提出される

同ガイドラインは、3月1日に

施行されている。

「容器包装リサイクル法」に基づくレジ袋削減に向けた各地の取組み状況について

経済産業省は、3月4日、「容器包装リサイクル法」に基づくレジ袋削減に向けた各地の取組み状況について公表した。

同資料では、平成19年4月に施行された改正容器包装リサイクル法において、小売業を営む事業者を対象として、容器包装の使用の合理化のための取組みを行うことが義務付けられたが、全国各地で事業者単独あるいは地方自治体た消費者と連携するなどのレジ袋削減への取組みを紹介している。

なお、東京都町田市においては、3月14日から6ヶ月間、行政住民・事業者の連携による全国初のレジ袋廃止実験が開始されている。

中央会通常総会開催のご案内

日時 平成20年5月23日(金)
午後2時30分
場所 ホテルポルトプラザちば
千葉市中央区千葉港8-5
TEL 043-247-7211

通常総会における定款変更と議事録作成のポイント

昨年4月1日に「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律」（平成18年6月15日、平成18年法律第57条）が施行された。また、この改正された法律を施行するため関係政省令等も施行された。

組合法改正に伴う諸届出等の事務管理については、平成19年度に中央会で講習会等においてご案内してきたが、ここで定款変更と議事録に係る部分について再度整理確認してみることとする。

なお、ここでは1000名を超える大規模組合の改正点については割愛させていただく。

1 組合法改正に伴う定款変更

法改正に伴い定款変更をしなくてはならない箇所がある。

一般に変更しなくとも法律が厳しくなれば、法律に従うこととなり、逆に緩くなれば定款に従うことになる。しかし、今回理事の任期が「3年以内で定款で定める期間」から「2年以内で定款で定める期間」に変更になっており、変更しないと定款が法律に違反することになってしまう。そのため

うしても定款変更をしなくてはならない。

今回の法改正に合わせ、全国中小企業団体中央会では、昨年3月に参考定款例の改訂版を提示している。いままでも比較すると以下の点の変更が必要な箇所となっている。

①第5条（公告の方法）

記載方法として必ずしも二つの公告方法を規定する必要がない。

②第26条（役員任期）

理事の任期は、これまでの「3年以内で定款で定める期間」から「2年以内で定款に定める期間」に、監事の任期は、これまでの「3年以内で定款に定める期間」から「4年以内で定款に定める期間」に変更された。

③第30条（代表理事の職務等）

理事長の職務権限が明確化された。

④第41条（総会の招集手続きの方法）

総会招集通知には、決算書、事業報告書、監査報告書を同封しなければならなくなった。また、組合員全員の同意があるときは、総会招集手続きを省略できることになった。

⑤第48条（総会の議事録）

議事録の記載事項として、議長及び出席理事の記名・捺印が不要となった。ただし、役員改選に係る議事録には、議長及び出席理事の記名・捺印が必要である。

⑥第49条（理事会の招集権者）

理事長が明確化されたことに伴い理事会の招集権者を明確にし、他の理事が請求する手続きを示している。

⑦第51条（理事会の決議）

理事会の決議は、議決に加わることができない理事の過半数が出席し、理事会の定足数及び議決要件について、過半数を上回る割合を定款又は規約で定めることができる。

⑧第53条（理事会の議長及び議事録）

理事会での議決事項を書面で決議できるようになった。

2 通常の定款変更

定款は、組合自体で勝手に変更して施行してはいけない。必ず変更の認可を行政庁で受けてから施行することとなる。定款変更は、大別して(1)一般的事項の変更、(2)事業計画又は収支予算に係る変更、(3)出資一口の金額の減少に係る変更に分けることができる。

なお、申請期限は定まっていないが、変更が認可されてから登記を要するものは、登記が完了して初めてその効力が発生することから考えて、変更を決議した総会又は総代会の日から、少なくとも2週間以内に申請すべきであろう。

(1) 一般的事項の変更

添付書類は、1.変更理由書、2.変更しようとする箇所を記載した書面および3.総会または総代会の議事録（謄本でもよい）である。

・変更理由書には、①設立の目的と経過、②組合の現状、③定款変更をする直接的理由（変更の背景と変更の効果）、④変更箇所の条文、内容を盛り込みまとめる。

・変更しようとする箇所を記載した書面というものは、変更条文の新旧対照表である。記載は原則として一ヶ条単位で行い、関連条文の変更にも留意する必要がある。句読点も正確に記載する。

・議事録については、会社法の施行、組合法の改正等により書式に変更箇所があり、参考例を7ページに掲載する。

(2) 事業計画・収支予算に係る変更

(1)の添付書類の他に次の書類を追加しなければならない。すなわ

ち、協同組合にあつては、定款変更後の事業計画書と収支予算書。協業組合にあつては、変更後の協業計画書、組合員の事業の全部または一部協業をする旨を記載した書面、収支予算書。商工組合であつて共同経済事業を行っている場合にあっては、変更後の事業計画書、収支予算書。

(3) 地区、組合員資格の変更
変更が地区又は組合員資格に係るものである場合は、加入申込者名簿を追加する。名簿には氏名、住所、出資口数、資本金、従業員数、業種を記載する。

(4) 出資一口の金額の減少に係る変更
(1)の添付書類に次の書類を追加することが必要である。財産目録、貸借対照表、債権者に対して公告および催告をしたことを証する書面ならびに異議を述べた債権者があつたときは弁済、担保の提供または財産の信託をしたことを証する書面。

(1) 書式
定款変更認可申請書および添付書類は横書きのA4版にして、一括「袋とじ」し申請者である代表

理事の割印を押す。
(2) 役員定数の変更
役員の定数は確定数にするのが望ましいが、やむをえず役員の数に幅をもたせる場合は、次の点に留意する。
① 役員の定数は単に「何人以上」とは、「何人以上」と記載しないこと。
② 定数の上限と下限の幅は、下限の3分の1以内にする。
(例) 下限が10人の場合
10人を3で割り3人(少なめに計算すること)
「10人以上13人以内」とするのが適当。
③ 定数の上限と下限の差が1名のときは「何人又は何人」と記載すること。
(3) 特別議決
定款変更の総会での議決は特別議決となるので過半数出席、3分の2以上の同意が必要である。
(4) 中小企業者の範囲の改正に係る定款の変更について
平成11年12月3日中小企業基本法が改正施行され、中小企業者の範囲が左記のとおり改正されているので、定款中、中小企業等協同組合法第7条第3項の公正取引委

員会への届出との関連で、組合員から組合へ届出を義務づけている条文(事業協同組合模範定款例第18条、商工組合模範定款例第17条(出資組合)、13条(非出資組合)の改正が必要となる。

記

中小企業の範囲の改正

(旧)	資本金	従業員数
製造業その他	1億円	300人
卸売業	3千万円	100人
小売・サービス業	1千万円	50人

(新)

	資本金	従業員数
製造業その他	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
小売業	5千万円	50人
サービス業	5千万円	100人
ゴム製品製造業	3億円	900人
ソフトウェア業及び情報サービス業	3億円	300人
旅館業	5千万円	200人

*ゴム製品製造業については自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く
(参考) 事業協同組合模範定款例第18条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。

(1) 氏名及び名称(法人たる組合員にあつては、名称及びその代表者名)
(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
(3) 資本の額又は出資の総額が何万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が何人を超えたとき

4 議事録の作成

(1) 総会の議事録

06年の「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により記載内容が変更になっている。ここで再度確認しておくこととする。
総会議事録については、

- ① 総会が開催された日時及び場所
- ② 議事の経過の要領及びその結果
- ③ 出席した理事及び監事の氏名
- ④ 議長の名
- ⑤ 議事録作成に係る職務を行なった理事の氏名、を記載することとされている。また、総会議事録については改正法により、署名(又は記名押印)は不要となった。なお、従来の記載事項(改正前組合法、団体法が準用していた旧商法第244条第1項及び第2項、及び定款規定)に基づき既に作成された議事録については、「③出席した

理事及びは監事の氏名」中の「監事の氏名」及び⑤議事録作成に係る職務を行った理事の氏名以外は改正規則に定める事項が記載されているものと考えられる。したがって、総会議事録にあつては、監事が出席していた場合には従来の議事録に監事の氏名と議事録を作成した理事の氏名を追加することが必要であると考ええる。

また、改正施行規則に規定された記載事項は、最低限の記載事項であり、これまで記載していた「招集年月日」「組合員数及びその出席者数」「議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数）」が記載されていても議事録の有効性に何ら影響を及ぼさないことから、適宜記載して差し支えないものと考えられる。

* 今回の改正により、議長及び出席理事の署名又は記名押印が不要となったが、既存の多くの組合では、定款との整合性を確保する観点から、議長及び出席理事の署名又は記名押印が必要であると考えられる。これは、不要の根拠が準用していた商法第244条第2項「議事録二八（略）議長並ニ出席シタル理事之ニ署名スルコトヲ要ス」

の条文が改正に伴い組合法等で削除されたことによる。

一方、定款には「総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。」とされているので、法律に規定のない場合は定款の規定によるので、定款変更を行なわないう限り、議長及び出席理事の署名又は記名押印が必要であると考えられる。

(2) 理事会の議事録
理事会議事録については、原則として、

- ① 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- ② 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名
- ③ 理事会に出席した理事及び監事の氏名
- ④ 議長の氏名

を記載することとされた。

なお、従来の記載事項（改正前組合法、団体法が準用していた旧商法第260条ノ4第1項及び第2項及び定款規定）に基づき既に作成された理事会議事録については、「②決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名」以外は

改正規則に定める事項が記載されているものと考えられる。

したがって、「②決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名」及び「④理事会に出席した監事の氏名」に該当する場合は、その旨を追加記載することが必要であると考えられる。

また、改正施行規則に規定された記載事項は、最低限の記載事項であり、これまで記載していた「招集年月日」「理事数及びその出席者数」「議案別の議決の結果（可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）」が記載されていても議事録の有効性に何ら影響を及ぼさないことから、適宜記載して差し支えないものと考ええる。なお、理事会議事録については、署名と記名押印を任意に選択することができることとなったが、登記に関しては改正組合法第103条（改正団体法においては第5条の23第5項、第54条において改正組合法第103条を準用）において、商業登記法第148条が準用され、同条により商業登記規則が適用されておき、従来どおり、代表理事

の登記等にあつては商業登記規則に基づき記名押印が求められる場合がある。

5届出事項等

総会終了後には定款変更認可申請手続きの他、①決算関係書類の提出、②役員変更届の提出、③代表理事の変更等登記手続、④税務申告等がある。

- ① 決算関係書類の届出は、総会終了後2週間以内。
- ② 役員変更届は、役員の氏名役職に変更があつた日から2週間以内。
- ③ 代表理事の変更登記等も、変更後2週間以内である。ただし、出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、事業年度終了後4週間以内でよい。また定款変更を伴う登記については、認可書到達後2週間以内である。
- ④ 税務申告は事業年度終了後2ヶ月以内だが、通常総会で決算書が承認され、確定するので3月決算の組合では通常5月下旬に提出するのが殆どである。なお、組合法の改正による会計監査期間の関係から総会の時期が6月にずれ込んだ場合は法人税法の特例措置により6月中の申告とすることができ

第 回理事会議事録

×××組合

1. 招集年月日 平成 年 月 日
2. 開催日時及び場所
 - (1)開催日時 平成 年 月 日(曜)午後 時
 - (2)開催場所
3. 理事数及び出席理事数
 - (1)理事数 人
 - (2)出席理事数 人
4. 出席理事の氏名
5. 出席監事の氏名
6. 議長の氏名
7. 議決事項について特別の利害関係を有する理事の氏名

第△号議案について ○○○
8. 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)

定款の規定により理事長○○○議長席に着き、直ちに議案の審議に入る。

第1号議案 平成○年度通常総会提出議案の件

議長は上記を提案して説明したところ、○○○は原案に反対したが、他の理事全員が賛成したので原案どおり決定した。

議決権数 個

賛成理事の氏名

反対理事の氏名

(省略)

以上ですべての議案の審議を終了し、午後 時 分に閉会した。

平成 年 月 日

議長・理事	○○○ 印
出席理事	○○○ 印
⋮	
出席理事	○○○ 印

第 年度○○総会議事録

×××組合

1. 招集年月日 平成 年 月 日
2. 開催日時及び場所
 - (1)開催日時 平成 年 月 日(曜)午後 時
 - (2)開催場所
3. 組合会員数及び出席組合員数
 - (1)組合員数 名
 - (2)出席組合員数 名

内訳(本人出席 名、委任状出席 名、書面出席 名)
4. 出席理事の氏名
5. 出席監事の氏名
6. 議長の氏名
7. 議事録作成に係る職務を行った理事の氏名
8. 議長選任の経過

定刻に至り司会者○○○開会を宣し、本日の(通常)総会は出席組合員が法定数を満たしているため有効に成立した旨を告げ、議長の選任方法を諮ったところ、満場一致をもって○○○が選任され議案の審議に入った。
9. 議事の経過の要領及びその結果(議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数)

第1号議案 平成○年度決算関係書類承認の件

議長は原案を○○○に説明させた後これを議場に諮ったところ、満場一致をもって原案どおり承認した。

(省略)

議長は以上をもって議案の全部を修了した旨を告げ、閉会を宣した。

時に午後 時 分

上記の議事の明確なるを証するため、本議事録を作成し、議長及び出席理事は次ぎのとおり記名押印する。

平成 年 月 日

議長・理事	○○○ 印
出席理事	○○○ 印
⋮	
出席理事	○○○ 印

組合Q&A

組合役職員の政治活動について

Q111「組合は、特定の政党のために利用してはならない」という規制(中協法第5条第3項)以外に、中協法には特に規定していない。したがって、その趣意に反しない限り、組合の役職員は、公民として有する政治活動は規制されないと解され、また、公職の候補者となることについても、道義上理事会の同意を求めたり、就業規則の定めるところにしたがい最高責任者の許可を得た範囲で行うことについても同様禁止事項に該当しないものと解されるが、見解を承りたい。

「A」中協法第5条第3項の趣旨は、組合の外部勢力により、あるいは内部の少数者によって組合が政治目的のために利用されることを防止することにある。

具体的な内容としては、「組合の名において」特定の公職選挙の候補者(組合の役職員が候補者である場合を含む)を推薦したり、あるいは総会等において特定の候補者の推薦や特定政党の支持を議決

することなどが該当すると解する。したがって、組合の役職員が、本条の趣旨に反することなく、個人の立場で政治活動を行い、又は公職選挙に立候補することは何ら差し支えなく、憲法上認められた国民の権利として当然のことと考える。

員外利用について

Q211 次のような場合は、員外利用に該当するか。

例1 組合員の取り扱う物品の共同販売事業を実施する組合が、組合員の取り扱っていない物品を員外者から仕入れ、組合で販売する。

例2 中古自動車販売業者で組織する組合等で行うオークション事業に員外者が参加し、組合員に販売又は、組合員から購入する。

「A」員外利用は、組合事業の一部を組合員の利用と競合する態様で員外者に利用させる場合に発生する概念であり、員外者が組合事業に関与していても、組合が購入する物品の仕入先、組合が販売する物品の販売先など組合員の利用と本来的に競合しない態様での関与であれば、員外利用の概念が生じないと考えられ、設例のような場

合はこれに該当すると考えられる。

組合員の責任の限度について

Q311 中協法第10条第5項によれば、「組合員の責任は、その出資額を限度とする」とあり、また法第20条第3項によれば「組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払込を請求することができ」とある。この条文のうち右線の所は「未払出資金があればこれを請求し得る」という解釈と「その負担に帰すべき」という語句により、前述の解釈を拡大して「組合員の責任は出資額を限度とする」という第10条第5項の規定を無視する解釈が成り立つことも考えられるかどうか。

また1例として出資金50万円、諸積立金20万円の組合が共販事業の失敗により欠損金100万円を生じた。積立金を取り崩し残額80万円を組合員が特別賦課金をもって補てんする議決を行ったが、一部組合員は出資金をもってそれに充たさせ、脱退することを申し入れた。この場合組合の財産をもつ

て債務を完済し得ない30万円について脱退組合員に請求できないか。なおこの欠損金は数年にわたり、累積され既に先の総会において承認を受けているものであり、その再建を図るため特別賦課金の徴収を議決されたものである。

「A」中協法第20条第3項にいう「その負担に帰すべき損失額の払込云々……」の条項は脱退者の持分の払戻に関し規定されたものであつて、法第10条5項の規定により、組合員は明らかに有限責任であるから、当然、「組合の未払出資金があり、かつ、欠損を生じている場合においては、未払出資金額を限度としてその負担に帰すべき損失金額の払込を請求することができる」と解すべきである。もちろん、定款に損失額払込の規定を設けない場合には、請求権がないことは法の規定からして明白である。よって貴見第2の解釈の如く「その負担に帰すべき云々……」のみを抽出してこの語句を拡張解釈することは妥当ではないと解される。なお貴会の解釈のようにもとられる本規定は、無限責任の場合の規定であつて、有限責任の場合の規定ではないとの見解もあるが、

■ 組合Q & A

一応これは立法論として別に論ぜられるべき問題であると思う。

例題の場合の、総会で議決された組合の欠損金補てんについては、当該組合員が、特別賦課金をもってこれに当てることを承認したものでなければこれを請求することはできないものと解する。すなわち、法はその第10条第5項において「組合員の責任は、その出資額を限度とする」と定めているので、出資額を上回る経費の分担とか、損失金の負担とか法第10条第4項との関係を検討してみると、まず、法は「出資額」を限度とするものである旨を規定しているのであるから、組合員が組合に対して負う財産上の出損義務は、その額において有限であり、組合員がその額を超えて、財産上の出損義務を負担することがないことは明らかである。また、その限度である出資額というのは組合員が出資を引き受けた額、即ち加入する際に引き受けた額のままであることもあるが、加入後に他の組合員の持分を譲り受けることもあるだろうが、要するに組合員が自らの意思で引き受けた出資の額と解するのが相当地であろうと思う。総会の議決又

は定款の変更によって出資一口の金額の増額とか、出資額を上回る経費又は損失金について任意に賦課せしめることができるが、法律上は、際限なく組合員の負担を加重させることが可能となり、組合員の責任には何ら「限度」が存在しないこととなって、法が第10条第5項に定めた、その額をもって組合員の財産上の出損義務の限度である旨の規定は無意味なものとならざるを得ない。

法第10条第5項の存在を無意味なものとして否定しない以上、同条項は総会の議決又は定款の変更によって加重することのできないもの、すなわち組合員が、組合に対して引き受けた出資の額を超えて財産上の出損をさせられることがない旨を保障する規定と解される。したがって、問題は、組合が損失金を賦課することによって、組合員に「その出資額」を超えて財産上の出損をしなければならぬ義務が生ずるかどうかの点にかかっているということになる。

もし組合員に未払込があるならば、これをもって損失の補てんに当て得るので、第10条第5項は何ら関知するところでないが、もし

それを超えて出損すべき義務が生ずるのであれば、それは同条項に抵触することとなる。してみれば組合は法第10条第5項の規定に照らし「その出資額」を上回る経費の賦課とか損失金の負担を課することができないものと解するほ

かないであろう。だがしかし、法第10条第5項の規定は、組合員自らの意思によっても「その出資」を上回って負担することを禁止する趣旨を有するものとは到底考えられない。よって当該組合のすべての組合員が同意した場合でもなお負担させることができないという理由はないと思われる。以上の理由により、総組合員の同意がない限り、総会の議決をもってしても、すべての組合員に「出資額を上回る損失金額」を組合員の負担すべき金額として強制することはできず、設問の場合も当該組合員がそれを拒否し脱退するという以上、総会の議決である由をもってこれを請求することはできないものと解する。

役員の使用人兼職について

Q4 Ⅱ 監事は理事又は使用人と兼ねてはならないことは明示されて

いるが組合が使用する職員は理事となることができるか否か、もし差し支えないとすれば、理事を職員として採用しても構わないと解釈されるが職員の理事兼職について明示願いたい。

職員で選任された理事が一職員として引き続き同一勤務に服することができたとすれば身分は常勤理事であるが、一職員として取扱いをするものであるか。

「A」中協法第37条第1項において禁止しているのは、次の場合、即ち、①理事と監事、②監事と使用人（職員を含む）である。監事は会計監査を通じて理事を監査する立場にあるもので、当然に両者の兼職は禁止される。

本条の結果、理事と使用人の兼職は差し支えないわけで、専ら事務に当たる理事が〇〇部長というような資格で事務担当者となることは従来もよく行われているところであり、これによって弊害の起こることもないので禁止されない。

選任された理事が、引き続き職員としての事務に勤務する場合、その職務は職員としての事務を担当することとなるが、通常の場合常勤理事である。

「ニサルメント」の目

若年社員は何故簡単に辞めていくのか？（その原因と防止策）

正規・非正規を問わず、一旦採用した従業員の定着率は一般的に低く、ひどいところでは一年以内に離職する割合が採用者の半分に及ぶという。本人にとっては結婚に次ぐ人生の大事な転機であり、採用する会社にとっても将来の稼ぎ頭になるかもしれない人材との貴重な出会いの場が、極めて生産性の低い状態になっていることは社会的に見ても大きな損失である。少子高齢化という時代背景があり、求人側・求職側双方にそれなりのやむを得ない事情があるにせよ、企業側のマネジメントによっては改善できる部分が多分にあるのではないだろうか。

自分探しのための求職活動

「七五三離職」という言葉がある。「新卒者で就職した者のうち、三年以内の離職率が中学卒で七割高校卒が五割大学卒は三割」という実態を表したものであるが、職を

求める若者自身が確たる職業意識の無いまま企業の生産現場に立ち、自分に合っているかどうか試しているからであり、また「いつ辞めてもアルバイトで食いつないでいけば生活には困らない」という逃げ場があるからである。かつてのように「兄弟が多いので、早く自活しないと住む場所さえ無く周りが困る」といった事情ではなく、子離れしない親が居ていつでも暖かく迎えてくれるからである。しかし、彼等の狙いとする「自分探し」の条件が従前よりずっと高度化していることも見逃せない事実である。誰でも出来ることをするのではない、自分の個性を発揮出来る、「自己実現欲を満たしてくれる職場」を探しているのである。こうした若者の行動を、「根性が無く軟弱で、理想のみ追い求めて転々と職を渡り歩く『青い鳥症候群』である」と一蹴する見方もあるかもしれないが、少しでもやり甲斐のある仕事に就き

たいという積極的な意欲の表れとも受け取れる。もしそうであるならば、彼等のお眼鏡に適わなかった企業の側にも責任の一端があると言える。企業としてもこれからは「独自能力」を発揮出来なければ生き残って行けない時代になってきているからである。

企業内にもニートがいる？

職を持たず就職の意欲も持たない若者をニートと呼んでいるが、専門家の調査によれば始めからのニート志願者は少なく、就職経験のあるニートが約三分の二を占めているという。彼等は一旦就職したものの幻滅して働く意欲を失ってしまった者、あるいは、何時までたっても希望する職に就けない正社員志望のフリーターがニート化してしまつた者達である。ニートか否かが働く意欲の問題であるとしたら、たとえ企業内に正社員として働いていても自分の仕事に意欲がもて

ず、生産性の低い働きしか出来なくなっている窓際族予備軍は実質的にニートと変りが無い。彼等に働き甲斐を与えられないでいる企業の責任であり、ニート問題も決して他人事ではないのである。労働市場や企業内における「仕事と能力との広義のミスマッチ現象」が全ての関係者にとって大きな損失を招くものであるなら、その解消に向けた、より積極的な取り組みがあつてもよい。

働き甲斐を与える四条件

一般に意欲ある求職者が企業から知りたがっている事柄は以下の四点である。企業側がもしこれに的確に答え得るとしたら、間違いなく彼等の心を掴むことになる。

- ① 会社が目指している方向性は何か（↑経営ビジョン・経営方針）、
- ② そのために会社は今何をしているのか（↑経営計画上の位置づけ）
- ③ その中で自分はどんな貢献を期

待されているのか（↑役割分担）、
④その貢献に対し、自分にはどんな見返りが期待できるのか（↑報酬）果たしてどれだけの企業がこの問い掛けに答えられるだろうか。また、新人に対し、どれだけ時間と労力を掛けてこれらのことを解からせるよう努力を払っているであろうか。求人企業の多くが、ただ漫然と「標準以上の人材」を採用し、在りのままの就業現場を見せて数ヶ月程度マン・ツーマンのOJTを行った後は、専らその新人の適応能力に期待するという程度の対応に尽きるのではなからうか。そうした場合、殆どの新人は就業現場の実情が自分の想像していたものと余りにもかけ離れていることに一度は幻滅を感じるに違いない。一昔前の若者であれば我慢して曲りなりに適応を図ろうとしたのだが、離職や失業に抵抗感の無くなっている現代の若者はその壁を乗り越えようとする努力さえもしないのである。

求める人材と役割は企業の状況によって全く異なる

中小企業における若年者採用ニーズのトップに挙げられるのが

「将来の幹部候補生」である。そのような企業では、年数を掛けて社風に馴染ませると共に将来の事業を担っていけるよう育成することを目論んでいる筈である。採用時には将来の熾烈な競争に勝ち抜ける戦力としての潜在能力を見抜かなければならないし、その後も、

	若年者（35歳未満）	中高年世代
就労観	働く意味が見出せない と実行に移せない	就労に義務感（働かないことは恥）
働く目的	自己実現欲の充足	経済的豊かさ
生育環境	物質的過剰の時代	物不足の時代
特性	評価を気にし失敗を怖れるがプライドも高い	我慢強くかつ厚顔で打たれ強い

暗黙の内に期待を彼等に伝えてゆかなければならない。そのためには、自社の経営理念を明確に打ち出し、それを具体的な形や行動に落とし込んでいって、その企業独自の優れた社風（職場風土）を形成していかなければならない。新人は職場の雰囲気から敏感にその企業の社風を感じ取るのである。また企業は、将来柱となる事業を

明確にして初めてそれを担うべき人材の要件も明らかにできる。特に新規事業を展開しようとする際には、既存事業の組織風土が染み付いた社員を振り向けるより、新事業に合った素質の新人を教育した方が成功率は高いといわれる。企業の求める人材と役割は一人一人異なり決して同じにはならない筈である。逆説的に言うなら、そこまで突き詰めて採用要件を示さなければ意欲のある若者の気を惹くことは難しいということになる。

魅力的な人物を指導員に

若者は上司や先輩の背中を見て将来の自分の姿を思い描くという。特に新規採用者は最初に出会った上司や先輩の影響を強く受け、恰も白い布を染めるように後々まで引継がれることが実証されている。したがって新人に付ける最初の指導員は極めて大切である。メンターに相応しい魅力的な人物をあてがい、良い意味での洗脳を図るべきである。それには先ず良きメンターになり得る模範的な中堅社員づくりに努めなければならない。

褒めずに「認めて」育てる

現代の若者は褒められ煽てられて育ってきた。しかし「褒める」ことは「叱る」と同様に、外生的要因によって影響力を行使することであって、いわば「親子の関係」に終始し、自立化を図る上ではマイナスとなる。仕事に対する意欲は、外生的要因によって動機付けられているうちは偽りであって、体内から内生的に込み上げる使命感とも言うべきものがあって初めて本物となる。若社員との関係を「親子の関係」から「自立した大人の関係」に切り替えることによって彼等自身の中にある内生的動機に訴えかけるのである。それには上司のコミュニケーションスキルを向上させる必要がある。

その際、過剰に期待したり短期間で成果を求めたりすると却って本人を追い詰めてしまうことになりかねない。現代の若者は社会的人間関係が希薄な中で育ってきたため相手との距離感が掴めず、僅かな人間関係の躓きから「うつ病」に陥り易いので注意が必要である。

（中小企業診断士 新井将平）

株式会社化に関する商工中金からのお知らせ

皆さまにおかれましては、日頃より格別のご愛顧を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、商工中金は、本年10月1日に協同組織金融機関から特殊会社（特別の法律に基づく株式会社）に移行いたします。商工中金の株式会社化につきまして、皆さまにご理解いただきたいポイントは以下のとおりです。

引き続き、皆さまから信頼され、支持され、今まで以上にお役に立てるよう、役職員一人ひとりが努力を続けてまいり所存でございます。今回のご案内により、皆さまが、商工中金の株式会社化についてのご理解を深めていただき、今後とも変わらぬ格別のご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

① 出資者の皆さまには、出資口数に応じて株式が割り当てられます。また、お借入、ご預金等に関する特段の手続きは不要です。

- ・商工中金の株式会社化は、新商工中金の定款で定める事項や株式の割当て方法等を記載する転換計画に基づき行われます。
- ・転換計画は、本年6月以降に開催される総代会での承認の後、商工中金から、その概要が出資者の皆さまに通知され、公告されます。その後、主務大臣による転換計画の認可、転換に反対する出資者への払戻し等を経て、本年10月1日に株式会社化し、出資口数に応じて株式が割り当てられます。

② 商工中金の中小企業金融の円滑化という目的・役割は不変です。

- ・新商工中金の目的は、完全民営化の実現に向けて経営の自主性を確保しつつ、主として中小規模の事業者を構成員とする団体（中小企業組合）及びその構成員（組合員）に対する金融円滑化です。
- ・主たる貸付対象は、引き続き中小企業団体（中小企業組合）とその構成員（組合員）等です。
- ・災害発生や経済・金融秩序の混乱等の危機時に対応する機能も維持されます。

③ 特別準備金（約3,900億円）が確保され、強固な財務基盤が確立されます。

- ・商工中金の機能を維持するため、約3,900億円が特別準備金（配当負担無く、自己資本比率の計算上、中核的資本に算入されます。）として確保されることになり、強固な財務基盤が確立されます。
- ※上記の金額は19年3月末日の貸借対照表等を基に算出したものであり、実際の金額は20年9月末日の貸借対照表等を基に算出されます。

④ 中小企業金融の円滑化という使命を果たしつつ、収益力の向上に努め、長期安定的に企業価値を向上させ、安定配当を志向した経営を行います。

○収益計画

	18年度（実績）	完全民営化時点 （株式会社化後おおむね5～7年後）
経常利益	282億円	400～500億円程度
当期純利益	142億円	250～300億円程度

⑤ 商工中金の株式は未上場ですが、一定の流通性を確保できるよう、全国規模の特定の証券会社を通じた株式の売上の仕組みを検討中です。

- ・相対売買では売却先が見つけれない場合等に備え、全国規模の特定の証券会社の本支店で売上の注文を受け付け、売買を成立させる仕組みを検討中です。

お問い合わせ先（ご不明な点は、本店又はお取引支店に、お気軽にお問い合わせください）

商工中金 本店 総務部・民営化準備室 フリーダイヤル（0120-674-311）
<http://www.shokochukin.go.jp/>（より詳細なパンフレット等も掲載されております）

【組合の概要】

浦安魚市場協同組合の歴史は古く、昭和28年12月の設立である。当時は、浦安と江戸川区を結ぶ橋・浦安橋近くに組合があったが、昭和46年3月、高度化事業により現在の場所へ移転した。組合の共同店舗は当時の日本住宅公団と提携して建設した浦安駅前市街地住宅の1階に位置している。早朝からの営業は、正に伝統の朝市で、主に商人や一般業者に利用されている。一方誰でも自由に利用できる市場として、鮮度と安さ、そして品揃えの豊富さで地域住民にも大いに利用されている。

事業は共同施設の設置・運営以外に、共同購買、共同保管、販売促進事業、教育情報事業等を実施している。

【理事長会社概要】

有限会社山武水産は、宇田川正美理事長のお父様が昭和23年に創業した会社である。宇田川理事長は昭和44年に大学を卒業すると東京茅場町にあった酒問屋に就職した。当初は家業を継ぐ意志がなかったそうだが、父親からの要請をうけ昭和47年に入社している。組合が現在の場所に移転してその後昭和50年に法人化して有限会社山武水産となった。

浦安魚市場協同組合 宇田川正美理事長

◎うだがわ・まさみ 昭和44年3月専修大学経済学部卒業、東京の酒問屋勤務後、昭和47年家業の山武水産入社、昭和50年に法人化し、専務取締役就任。平成13年浦安魚市場協同組合代表理事就任、現在に至る。本会理事。62歳。



浦安魚市場協同組合

所在地 浦安市北栄2-19-15
 代表者 宇田川正美
 組合員数 32名 出資金 28175万円
 職員数 5名

水産物の食育を通じ魚文化と健康増進に貢献

山武水産の取扱商品は、

元々はマグロのみであったが、現在ではマグロの他に、北海道産紅さけと輸入のさけ、えびと干物を扱っている。えびと聞くとタイ産を連想しがちであるが、山武水産で扱っているのはインドネシア産とオーストラリア産の有頭えびと国産（九州方面）

の養殖車えびを取り扱っている。

水産物の売上について尋ねたところ平成8年頃がピークでその後は下降の一途だとか。かつて若い人は魚よりも肉を好むが、年を重ねるにつれ魚を多く食べるといふ傾向があった。そうした傾向も崩れつつあり、魚離れの危機感を強めている。水産白書によると、魚離れの理由として①子どもの魚嫌い②魚介類の割高感③料理が面倒の3つをあげている。

そこで会社としても、組合としても、お魚教室などを開催して消費者への食育に力を入れている。今年は浦安市の「観光キャンペーン2008」で「貝ムキ体験、さかなのさばき方とおろし方体験」と題した市民参加型の観光行事に参加している。

【宇田川理事長の横顔】

組合の理事長以外では、中央会理事の他、浦安商工会議所常議員やライオンズクラブ等の地域活動にも積極的に参加し、浦安食品衛生協会会長でもあり、市川保健所管内食品衛生協会会長に就任。その功績から平成17年には厚生労働大臣賞も受賞された。

趣味についてお尋ねしたところ、旅行とのこと。魚市場の休みが週1日であり、連休は月に一度だけしかないのが、必然的に1泊2日で温泉旅行が多くなる。時間をフルに活用し、旅の相棒である奥さんと出かけるときは、行った先でウォーキングで歩きまわることが多いのだとか。座右の銘はゴーイングマイウエイだそう、何事にも屈しない不屈の精神は、常に健康と体力を維持するという心掛けからきているように感じられた。

情報連絡員報告を中心とした
県内の中小企業動向
&トピックス・2月

■パン製造業 【県内全域】

組合員内の大手パン委託工場において、学校給食事業の撤退（組合を脱退）に続き、本2月に口頭による組合脱退の申し出が発生した。これにより、平成19年度の組合員数は2社の減少となった。

■その他繊維製造 【県内全域】

例年通り2、3月は年度末の3月中に終わらせる仕事が多い。4月以降の仕事があるか、今のところわからない。

■シャツ製造業【千葉県・東京都】

やはり悪い感じである。店頭に置いて売れていないと聞く。

■印刷 【千葉市】

中小企業は不況が来るのが早い。売上減に悲鳴が上がっている。

■生コン製造 【県内全域】

前年比79.2%と大幅に悪化。4月～1月間比でも88.6%となっている。建築基準法改正による影響と言われているが、それだけではない。極めて悪化。想定をはるかに超える見込み。官需だけではなく、民需の悪化が目立つ。

■電気鍍金 【県内全域】

売上は、前年同月比、前年比とも増加しているが、加工等に関係する資材が高騰しているため、それを加工単価に転嫁出来ないために、収益は相当下落している。

■鉄工 【千葉市】

鉄鋼石、金属材料等大幅値上げの見通しから、経営者サイドの景気先行きに対する警戒感が強まっている。

■機械部品製造業 【野田市】

収益状況は依然として厳しい状況である。

■土砂採取業 【県内全域】

東京国際空港拡張事業に伴い、千葉県中部地区の一部企業の業績は回復しつつあるが、燃料の高騰により山砂運搬企業(ダンブカー)には、相当なダメージを与えている。

■石油製品製造業【富津市・他】

バイオ業そのものに注目が集まっているが、景況は変わらない。また、業界への大手参入が盛んである。

■建築材料卸売 【県内全域】

著しく悪化。建築基準法改正の余波は当分続く気配。

■自動車解体業 【県内全域】

1月に続いて、鉄スクラップが高い。指標となるH2の相場は、トンあたり4万5千円前後になつており、5万円に達するのではないかと強気の観測も出始めてきた。しかし、廃車の発生は相変わらず低調のままで、新車販売も2月は再び前年比を割ってしまった。中古部品市場もあまりパツとしない状態が続いている。また、最近になって零細企業を中心に廃業の動きが増えてきている。

■小売 【柏市】

商品が全て春物に変わったが、気温の低い日が続く、前年数字を取れていない。

■小売 【東金市】

春物の展開。寒さが続いたため、動きが鈍かった。新入学関連商品の早めのスタート。また、組合員企業の資金繰りが難しくなっている。

■小売 【野田市】

冷凍餃子の中毒事件が表面化した直後、餃子を中心に冷凍食品の

■電気機器小売 【県内全域】

引き続き低調。

■中古車仕入・販売 【県内全域】

相場は横ばい、もしくは強含み状態である。荷動き低調が重圧感に(異例・異質のまま推移)直販輸出の動向も決め手不足が続いている。

■農業機械販売整備 【県内全域】

この2年で、農機の国内出荷は20%減少した。業界始まって以来のマイナスである。

■小売・サービス 【銚子市】

どうしようもない状況になってきた。このままでは倒産・廃業が増えるかも知れない。

■建設揚重 【県内全域】

建築確認申請手続きの遅れによる影響で、稼働率は停滞し、燃料費高騰で厳しい状況が続く。

■学習塾 【県内全域】

高校入試は私立と県立の特色化選抜とで、受験者の70%が2月初めに決まってしまうので、中3生のほとんどが2月いっぱいまで退塾してしまう。従って、2月は減収となる月である。

■ソフトウェア業 【千葉市】

今のところ変化はないが、サブプライムの影響がIT業界にも波及するのではないかと考えている。

■遊覧船 【鴨川市】

雪と寒さのせいで、全体に客足が落ち込んでいる。

■一般廃棄物処理業 【千葉市】

組合事務局は、電話の件数等がかなり減少しているが、これはお客様が各組合員に直接連絡を行っている結果であると思われる。

■建設 【県内全域】

当連合会加入組合員の国、県、市町村からの受注は、2、650百万円であった。これは前月比では、355百万円の増加となった。前年比でも470百万円の増加となっている。

■貨物運送 【野田市】

この業界にいて一度も景気が良いと思つたことが無く、ずっと悪いままの気がする。

お知らせ

労働保険料の申告・納付は、お早めに

事業主のみなさまへ 千葉労働局 年度更新の手続きは、平成19年度の概算保険料を清算する「確定申告」と平成20年度の見込み保険料（概算保険料）を申告するものです。申告・納付は、最寄の金融機関を通じて、お早めに手続きしてください。労働保険、年度更新に関してご不明な点がありましたら、千葉労働局労働保険徴収課（TEL 043-221-4317）までお問い合わせ下さい。

千葉労働局ホームページ
<http://www.chiba-roundoutkyoku.go.jp>

「事業者の地域貢献に関するガイドライン」を策定

商店街が元気になるためには、その地域が元気になることが必要です。県では、地域の活性化に向けて、大型店と商店街などの地域事業者が協働し、地域貢献に取り組むためのガイドラインを策定しました。

ガイドラインの主な特徴

◎大型店だけでなく、チェーン店商店街などすべての商業者に対

し、地域貢献への自主的な取り組みや、計画書・報告書の提出をお願いしています。また、防災・防犯への協力、リサイクルの推進など、商業者に期待される地域貢献の具体例を提示しています。

◎地域貢献などの取り組みがより進むよう、商業者から提出された計画書などを県のホームページ等で公開します。

◎商業者をはじめ、住民などさまざまな関係者が一堂に会し、地域貢献のあり方や地域づくりについて継続的に話し合う「協議の場」づくりを提案しています。

ガイドラインの全文など詳しくは、ホームページをご覧になるかお問い合わせください。

お問い合わせ
 県経営支援課

TEL 043-223-2824
 FAX 043-227-4757

<http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/keishihishogyo/index.htm>

裁判員制度：平成21年スタート

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します。

テレビやマスコミでもう話題となつてますが、「裁判員制度」がい

よいよスタートします。

裁判員制度とは、選挙人名簿をもとにくじで選ばれた国民が、重大な刑事事件の裁判に「裁判員」として加わる制度です。裁判員は、裁判官と一緒に被告人が有罪か無罪かや、有罪の場合にはどのような刑にするかなどを決めます。この制度は、裁判官、検察官、弁護士らの法律の専門家だけでなく、国民の皆さんの常識や感覚がより適切に反映された裁判を実現するためのものです。

Q & A

●私も裁判員に選ばれるの？

20歳以上の日本国民であれば、誰でも選ばれる可能性があります。公務員の方も選ばれる可能性があります。

●仕事や育児・介護で大変です。辞退はできるんですか？

ご自身の不在により著しい損害が生じる可能性があるとか、介護・養育を必要とする方がいて代わってもらえないなど、一定の場合には辞退できます。

●法律の知識がなくとも大丈夫？

心配ありません。裁判員は事実があったかなかったか、どのような刑にすべきかを判断します。こ

のような判断に法律の知識は必要ありませんし、わからないことは裁判官が説明します。また、検察庁においても国民の皆さんにわかりやすい「見て聞いてわかる立証」目指して現在工夫を重ねているところでです。

●裁判員が参加する事件ってどういうもの？

殺人や身代金目的誘拐、現住建造物等放火、障害致死（一人にけがをさせて死亡させた場合）などの重大な事件です。

裁判員制度の出張説明受付中

千葉地方検察庁では検察官や検察事務官が、学校や公民館、職場などの施設へ出向いて、裁判員制度の説明会やビデオの上映会を行っており、お時間や場所により、ご希望に添ったプログラムを用意させていただきます。

- ①説明会は、職員研修、各種会議・勉強会、各種サークル行事など形式は問いません。
- ②説明時間は15分から120分程度のものまでご希望に添った時間内で対応します。
- ③説明内容は、50分〜120分であれば、裁判員制度についてビデオ上映(30分又は60分)プレゼンター

シヨソソフトを使つての説明及び質疑応答が基本ですが、ご希望により刑事手続きの流れや検察庁の組織機構についてもご説明します。

④日時や実施方法の詳細については、検察庁の担当者にご相談下さい。

【お問合せ先】

〒260-8620
 千葉市中央区中央4-11-1
 千葉地方検察庁
 企画調整課広報担当
 TEL 043-221-2073
 中央会職員異動
 採用3月1日

連携支援部 主事 金子友樹
 退職3月末
 常務理事 高山守正

松戸支所主幹 桑原新太郎
 銚子支所長 越川弘晴
 異動4月1日

() 内は旧職名

【総務部】

▽参与伊東雄二(新規採用)▽主査田川幸宗(主事)▽調査役船渡川孝(連携支援部推進員)

【連携支援部】

▽主幹齊藤清(主査)▽主査海老根博(主事)▽主査福永正昭(主事)

【指導相談室】

▽主幹橋本健一(主査)